

東北地理学会細則

(1976年10月9日制定, 1985年5月・1988年10月・1993年5月・1995年5月・1999年5月・2025年5月改正)

会則第28条に基づき, この細則を定める。

本会の運営に関しては, 会則に定めるもののほかはこの細則に定めるところによる。

第1条 会誌は季刊とする。

第2条 学術大会は, 毎年, 春季および秋季に開催するほか, 必要に応じて随時開催する。

第3条 本会に入会を希望する者は, 所定の入会申込書に所要の事項に記入し, 事務局に申し込むものとする。幹事会の承認および会費納入をもって入会とする。

第4条 会員のうち外国在住の会員については, 本人の申し出により, 会費について特別の措置をとることができる。

2 名誉会員の会費は, これを免除する。

3 満60歳以上の会員については, 本人の申し出により, 会費納入について特別の措置をとることができる。

4 満30歳未満の会員については, 会費について特別の措置をとることができる。

5 図書館などの機関が継続的に会誌の購入する場合は, 購読会費を適用する。

第5条 本会の運営事務を執行するため, 幹事会に庶務, 集会および会計の担当部門をおく。ただし, 学術大会の開催にあたっては, この担当にかかわらず実行委員会を組織して行う。

第6条 幹事長は, 幹事会が次の事項を議するときは必ず会長の出席を求めるものとする。

1. 学術大会に関すること
2. 予算・決算に関すること
3. 会費の変更にに関すること

第7条 役員の職務を補助するため, 予算の範囲内で有給書記をおくことができる。

第8条 会則第15条の「会長」および「評議員」選出に当たっての取り扱いは, 次のとおりとする。

1. 会則第15条第1項の1における「会長」の選出は, 「次期の会長」選出の扱いとして行う。
2. 会則第15条第1項の2における「評議員」の選出は, 「次期の評議員」選出の扱いとして行う。第9

条 学術大会において共同発表を行う場合は, 筆頭発表者および口頭発表者はともに本会会員でなければならない。